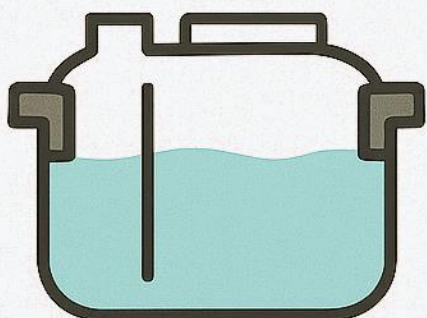


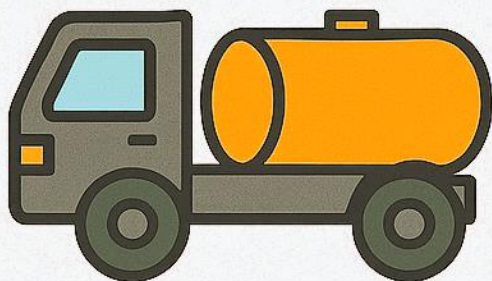
浄化槽の手引き



構造



保守点検



清掃



検査

※この画像は生成A Iを用いて作成しています

令和8年4月



環境局資源循環部収集業務課

目次

- 1 浄化槽とは
- 2 浄化槽の正しい使い方
- 3 浄化槽管理者の3つの義務
- 4 必要な届出
- 5 浄化槽の補助金

(参考)

連絡先一覧

私たちの生活により排出される水（生活雑排水）をきれいにして放流する浄化槽ですが、適切に管理しないまま浄化槽を使用し続けると、重大な環境汚染につながる可能性があります。

また、浄化槽の使用方法や点検等の基準については「浄化槽法」で定められています。

この手引きを参考に使用する浄化槽の管理を適切に行いましょう！

なお、不明な点がありましたら担当部署までお問い合わせください。

【担当部署】 収集業務課 浄化槽班

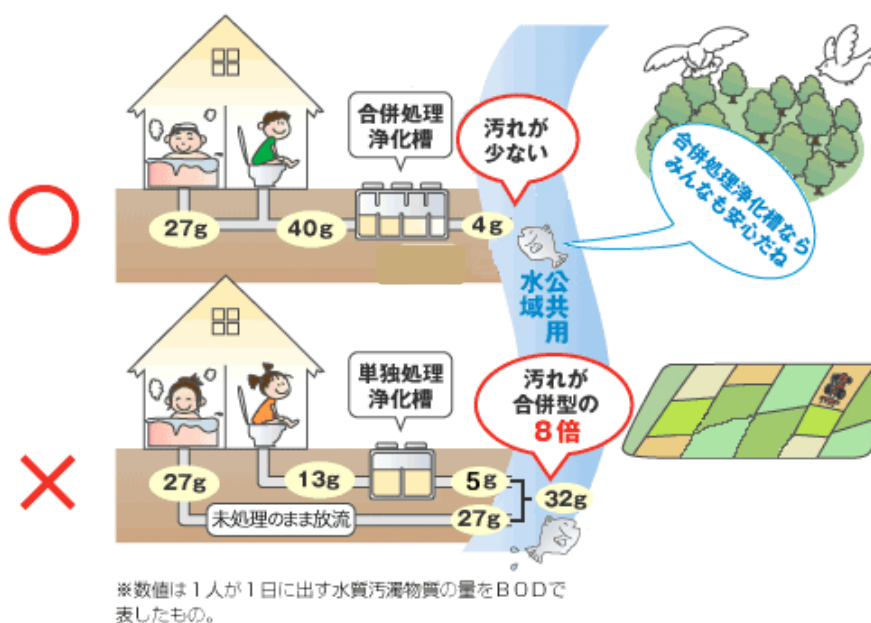
TEL:043-245-5251 FAX:043-245-5477

Email: shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

1 浄化槽とは

浄化槽（合併処理浄化槽）とは、し尿（トイレからの排水）と生活雑排水（トイレ以外のお風呂や台所などからの排水）を合わせて処理し、きれいな水を放流するための施設で、主に下水道が普及していない地域で使用されています。

なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、現在では新たに設置することはできません。



出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/main04.html>) を加工して作成

2 浄化槽の正しい使い方

どんなに性能のいい浄化槽でも、間違った使い方をしたり、正しく手入れをしたりしなければ、水をきれいにすることはできません。

浄化槽の使用にあたり、特に気を付けてほしいポイントを紹介します。

(1) トイレの洗浄水は十分な量を流す。



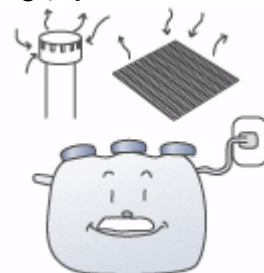
(2) 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



(3) トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



(4) 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



(5) マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



(6) 消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。



(7) 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



出典：環境省ホームページ

(<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/main04.html>) を加工して作成

3 浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽法では、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」が浄化槽を管理する人の義務として定められています。また3つの義務を実施する頻度も法律に定められていますので、忘れずに実施するようにしましょう。

なお、千葉市では3つの義務を1つにまとめて契約できる、「一括契約制度」を導入していますので、詳しくは保守点検業者または清掃業者へお問い合わせください。

(1) 保守点検 【年3回～4回】

千葉市に登録を受けた専門業者が装置の調整や消毒剤の補充等を行います。



(2) 清掃（汚泥の抜き取り）【年1回以上】

千葉市の許可を受けた業者がたまった汚泥をバキュームカーなどで除去し、内部を洗浄します。



(3) 法定検査【年1回】

千葉県環境財団（千葉県が指定した検査機関）が行う検査で、保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽が正常に動いているかを確認します。



出典：環境省ホームページ

(<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/main04.html>) を加工して作成

☆問い合わせ先☆

- ・ **保守点検**について
- ・ **清掃**について



一般社団法人 千葉県環境保全センター
TEL 043-245-4222


- ・ **法定検査**について





一般財団法人 千葉県環境財団
TEL 043-246-2079

4 必要な届出


- (1) 浄化槽を設置したとき → **浄化槽の新設・変更（新設等）※建築確認を要さないもの**
※建築確認を要するものは、建築情報相談課(043-245-5842)へお問い合わせください。

 提出時期：工事着手予定日の21日前までに届出を行う必要があります。
(型式認定済みの浄化槽を設置する場合、工事着手予定日の10日前)


 提出部数：3部（控えが必要な方は4部ご用意ください。)

 提出書類（様式）

- ・浄化槽設置届出書（変更の場合は「浄化槽変更届出書」）
- ・浄化槽概要書
- ・11条検査の受検を誓約する書類
- ・7浄検査の申込みを証する書類

 提出書類（様式以外）


- ・設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示した付近の見取図
- ・浄化槽の配置、敷地内排水系統図
- ・建築物各階平面図
- ・浄化槽詳細図（平面図、断面図）※型式適合認定書の別添仕様書及び図面でも可

 その他 以下の場合に該当する場合に添付する書類

- 処理対象人員が50人を超える場合
→汚水量・流水量のBODに関する説明書・資料
- 特殊工事（ピット工事、擁壁工事等）を行う場合
→工事の概要を記載した図書
- 放流水を敷地内処理する場合
→処理の概要を記載した図書


☆浄化槽設置届出以外の届出は、ちば電子申請サービスがご利用いただけます！☆
(従来通り、窓口・郵送・電子メール・FAX も引き続きご利用いただけます)

(2) 浄化槽を使い始めたとき → **使用開始報告書**

 提出時期：浄化槽を使い始めてから 30日以内


 様式



 電子申請サービス




(3) 浄化槽がある家に引っ越したとき → **浄化槽管理者の変更報告書**

 提出時期：変更があった日から 30日以内


 様式



 電子申請サービス




(4) 浄化槽を取り壊すとき → **浄化槽の廃止届出**

 提出時期：浄化槽を取り壊してから 30日以内


 様式



 電子申請サービス




(5) 浄化槽を一時的に（1年以上）使わないとき → **浄化槽の休止届**

 提出時期：浄化槽の使用を休止した日から 30日以内


 様式



 電子申請サービス




(6) 休止していた浄化槽を再度使い始めるとき → **浄化槽の再開届**

 提出時期：浄化槽の使用を再開した日から 30日以内

 様式



 電子申請サービス



5 浄化槽の補助金

単独処理浄化槽やくみ取り槽を合併浄化槽に転換する方を対象とした補助金制度があります！

対象者等については、以下をご確認ください。

(1) 申請期間

4月1日から12月28日まで（ただし、閉庁日の場合はその前日）

※工事に着手する前に申請する必要があります！

※予算上限に達した場合は、申請期間に関わらず受付を終了する場合があります。

(2) 対象者

以下の3点に該当する千葉市民

- ① 居住する（又は居住予定の）住宅で単独処理浄化槽またはくみ取り槽を利用している
- ② 下水道法に基づく認可区域外、農業集落排水事業の事業採択区域以外の区域
- ③ 市税（延滞金を含む）の滞納がないこと

(3) 補助対象及び補助金額

以下の対象となる項目の金額の合計が補助金額になります。

- ・浄化槽本体：332,000円～（補助金額は設置する浄化槽の性能等により異なります。）
- ・転換費：180,000円（単独処理浄化槽からの転換の場合）
120,000円（くみ取り槽からの転換の場合）
- ・配管工事費：330,000円

〈以下は対象となる設備を設置する場合のみ〉

- ・N10型設置費（より高性能な浄化槽を設置する場合）：200,000円
- ・放流水処理装置設置費（放流先がない場合に設置する装置）：200,000円

(4) 提出書類

【様式】

- ・千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書
- ・合併処理浄化槽設置工事見積書・工事請負契約書
- ・既設単独処理浄化槽等の概要と転換計画

【様式以外】

- ・設置場所案内図・浄化槽設置届出書の写し（審査期間が経過しているもの）
- ・浄化槽概要書の写し及び構造図・配置配管図・見積書の写し
- ・全浄連による登録証の写し、管理表、保証登録証
- ・既設の単独処理浄化槽等の概要と転換計画を示した書類
- ・土地及び所有者を証する書類

(参考)

連絡先一覧

	問い合わせ先	電話番号
・浄化槽の届出に関する事	千葉市役所収集業務課浄化槽班	043-245-5251
・法定検査に関する事	一般財団法人 千葉県環境財団	043-246-2079
・保守点検及び清掃業者に関する事	一般社団法人 千葉県環境保全センター	043-245-4222
・浄化槽の工事に関する事	一般社団法人 千葉県浄化槽協会	043-246-2355